

B 型肝炎ワクチンの予防接種を受ける方へ

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

(対象者：平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた 1 歳に至るまでの児)

B 型肝炎ワクチン予防接種は、平成 28 年 10 月 1 日から予防接種法によって定められた定期接種となります。

接種にあたっては、この説明書をお読みにになり、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度についてよく理解し、かかりつけ医とご相談のうえ接種してください。

○定期接種の対象者及び接種回数等

対象年齢	接種回数	接種間隔・実施期間等
平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた、1 歳に至るまでのお子さん	3 回	<p>○ ————— ○ ————— ○ 1 2 3 回 回 回 目 目 目 27 日以上 1 回目の接種から 139 日以上</p>

※標準的な接種期間は生後 2 か月に至った時から生後 9 か月に至るまでの期間です。

注意：規定された対象年齢・接種回数・実施期間等から外れた場合は、**全額自己負担**となります。

HBs 抗原陽性の者の胎内または産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については対象外となります。

○B 型肝炎とは

B 型肝炎ウイルス (HBV) 感染には一過性感染と持続感染があります。宿主の免疫状態が十分であれば一過性感染で、感染肝細胞は破壊されますが、ウイルスは排除されて治癒し、終生免疫を獲得できると考えられてきました。しかし近年、感染した B 型肝炎ウイルスが肝臓に潜伏し、免疫抑制療法や化学療法で再活性化して肝炎を発症することが報告されています。急性肝炎の症状は、黄疸、全身倦怠感、食思不振、悪心、嘔吐などで、多くは 3 か月以内に治癒しますが、0.4～1% は劇症肝炎を発症し、予後がよくありません。一方、母子感染で新生児期に感染を受けると、ウイルスは長期にわたって肝細胞内に生存する持続感染 (キャリア) となり、肝硬変から肝癌に進展するおそれがあります。(予防接種ガイドライン 2016 より抜粋)

○ワクチンの効果と副反応

B 型肝炎ワクチンを接種することで、体の中に B 型肝炎ウイルスへの抵抗力 (免疫) ができます。免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。副反応は、倦怠感や局所の痛みで、一般的には重大なものは認められていません。極めてまれに、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎などの重い病気にかかることがあるといわれています。(予防接種ガイドライン 2016 より抜粋)

○次の方は接種を受けないでください

- ①明らかに発熱している方 (通常は 37.5℃ 以上の場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー (* 通常接種後 30 分以内に起こる、汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のこと) を起こしたことがある方
- ④生ワクチンを接種して 27 日以内の方、または不活化ワクチンを接種して 6 日以内の方
- ⑤その他、かかりつけ医師に予防接種を受けないほうがよいと言われた方

○次の方は接種前に医師にご相談ください

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障がいなどの基礎疾患を有する方
- ②過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた方
- ③過去にけいれん (ひきつけ) を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことがある方

○接種後は以下の点に注意してください

- ①接種後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は激しい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ⑥このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6 日間以上の間隔をあける必要があります。

○予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れこんだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

平成 28 年 9 月 10 日作成(平成 28 年 10 月 1 日適用)

(問合せ先)

富士見市健康増進センター	TEL：049-252-3771
ふじみ野市保健センター	TEL：049-264-8292
三芳町保健センター	TEL：049-258-1236